

男性労働者の育児休業等取得率の公表

育児・介護休業法では、2025 年 4 月から、従業員 300 人超の企業の事業主に男性労働者の育児休業取得率等の取得状況を年 1 回公表することが義務付けられています。

学校法人大阪信愛女学院の 2024 年度における男性労働者の育児休業等取得率を次の通り公表します。

【対象期間】 2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

男性労働者の育児休業等の取得割合
0% (0 人/2 人)